

埼玉DMAT運用協議会
埼玉DMATロジスティックス部会設置要綱

(目的)

第1 本県の災害時におけるロジスティックス活動の推進を図るため、埼玉DMAT運用協議会の下に埼玉DMATロジスティックス部会（以下「部会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2 部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 災害時における情報伝達手段や物資の調達等に関する事項。
- (2) その他ロジスティックス活動に関し必要と認められる事項。

(構成)

第3 委員は、次の各機関から推薦されたロジスティックス活動従事者をもって構成する。

- (1) 日本赤十字社埼玉県支部
- (2) 埼玉県災害拠点病院

(会長等)

第4 部会には、会長及び副会長を置く。

- (1) 会長は、委員の互選により選任し、副会長は会長の指名により任命する。
- (2) 会長は、部会を招集し、会務を総理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (4) 会長は、必要があると認めるときは、部会に委員以外の者の出席を求め又は他の方法で意見を聴くことができる。

(代理)

第5 委員は、代理人を出席させることができる。

(庶務)

第6 部会の庶務は、埼玉県保健医療部医療整備課において処理する。

(委任)

第7 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は令和2年3月11日から施行する。